

生活保護制度に関するご質問

Q . 1 生活保護の相談・申請をするにはどこに行けばいいのですか。

A . 1 お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当までお越し下さい。なお、福祉事務所を設置していない町村にお住まいの方は、お住まいの町村役場でも申請の手続を行うことができます。(申請書はお住まいの地域を所管する福祉事務所に送付されます。)

Q . 2 生活保護の相談・申請には何が必要ですか。

A . 2 相談・申請をするにあたっては、必要な書類は特別ありませんが、生活保護制度の仕組みや各種社会保障施策等の活用について十分な説明を行うためにも、生活保護担当窓口での事前の相談が大切です。

なお、生活保護申請後の調査において、世帯の収入・資産等の状況がわかる資料(通帳の写しや給与明細書等)を提出していただくことがあります。

Q . 3 生活保護の申請をしてから、受給できるかどうか分かるまでどのくらいの日数がかかりますか。

A . 3 生活状況の調査や資産調査(預貯金、生命保険等)等を行った上で申請いただいた日から原則14日以内(調査に日時を要する特別な理由がある場合は最長30日)に生活保護を受給できるか、できないかの回答をいたします。

なお、生活保護の申請をしてから生活保護が開始されるまでの当座の生活費がない場合、社会福祉協議会が行う「臨時特例つなぎ資金貸付」をご利用できる場合もあります。

Q . 4 生活保護の受給中、守らなければならないことはありますか。

A . 4 生活保護を受給する方は、以下のような義務と権利があります。

【義務】

- ・利用し得る資産、能力その他あらゆるものを生活のために活用しなければなりません。
- ・能力に応じて勤労に励み、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに、支出の節約を図り、その他生活の維持・向上に努めなければなりません。
- ・福祉事務所から、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示を受けたときは、これに従わなければなりません。

【権利】

- ・生活保護の要件を満たす限り、誰でも無差別平等に受けることができます。
- ・正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- ・保護費については、租税その他の公課を課せられることはありません。
- ・既に給付を受けた保護費又は保護費を受ける権利を差し押さえられることはありません。

Q . 5 自動車を持っていても、生活保護を受給できますか。

A . 5 自動車は資産となりますので、原則として処分していただき、生活の維持のために活用していただくこととなります。ただし、障がいをお持ちの方の通勤、通院等に必要な場合等には自動車の保有を認められることがあります。お住まいの福祉事務所にご相談ください。

Q . 6 両親を介護するため、両親と同居したいのですが、両親だけ生活保護を受給することはできますか。

A . 6 生活保護制度は、原則として世帯を単位として保護を決定・実施することとなっています。ただし、御質問のような場合には、御両親だけ保護を受けることができる場合もあります。お住まいの福祉事務所にご相談ください。

Q . 7 働いているのですが、生活保護を受給することはできますか。

A . 7 働いていて、就労収入がある方でも、その収入及び資産が厚生労働大臣が定める基準（最低生活費）に満たない場合には、生活保護を受給することができます。この場合、収入と最低生活費を比較して、最低生活費から収入を差し引いた額が保護費として支給されます。

Q . 8 住宅ローンがありますが、生活保護を受給することはできますか。

A . 8 住宅ローンがあるために保護を受給できないことはありませんので、お住まいの福祉事務所にご相談ください。なお、保護費から住宅ローンを返済することは、最低限度の生活を保障する生活保護制度の趣旨から、原則として認められません。